

諮 問 書

生文第05-14号

三重県男女共同参画審議会

第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について、三重県男女共同参画推進条例（平成12年三重県条例第73号）第8条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成22年5月25日

三重県知事 野呂昭彦

（諮問理由）

三重県では、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年3月に、第1次三重県男女共同参画基本計画を策定し（平成19年3月改訂）、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めてきましたが、この計画が平成23年3月で終了します。

このため、現在進められている国の第3次男女共同参画基本計画策定に向けての検討状況などの国の状況及び少子・高齢化の進展などの社会経済情勢の変化をふまえながら、これまでの県の取組を検証し、今後の取組方向を明らかにするため、平成22年度中に、第2次三重県男女共同参画基本計画を策定します。

この第2次三重県男女共同参画基本計画策定にあたり、貴審議会に意見を求めるものです。

答 申 書

平成23年1月11日

三重県知事 野呂昭彦 様

三重県男女共同参画審議会
会長 佐伯 富樹

「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定について（答申）

平成22年5月25日付け生文第05-14号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

本審議会において、「第2次三重県男女共同参画基本計画」案について審議した結果、妥当であると判断し、計画の策定に同意する。

今後、県がこの基本計画を推進するにあたって、本審議会の議論を反映させるよう配慮を求めるとともに、特に次のことについて要望する。

1 総合行政による男女共同参画の推進について

県の全ての施策、事業が男女共同参画の視点で進められ、男女共同参画の加速度的促進のための実効性ある取組が、総合行政により展開されるよう努められたい。

2 実施計画の策定について

基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画策定にあたっては、本審議会からの評価・提言をできる限り反映させるとともに、あらゆる分野における女性の参画などが一層進むよう適正な目標を設定し、ポジティブ・アクション等を用いその目標を達成されたい。

3 市町における取組の支援、連携強化について

男女共同参画社会を実現するためには、県民の身近にある市町において男女共同参画の視点で施策が推進されることが必要不可欠である。男女共同参

画の推進に向け、市町の取組が進むよう一層の支援を行うとともに、連携を強化されたい。

4 多様な主体の連携・協働について

一人ひとりの生活スタイルやニーズ等が多様化している中、行政だけでなく、県民、NPO、事業所、教育・研究機関など多様な主体が互いに連携・協働して、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められるよう努められたい。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が不可欠である。県民、事業所、各種団体等、多様な主体と連携・協働することにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に努められたい。

6 意識の普及と教育の推進

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進については、さまざまな取組により、徐々に進展がみられるものの、固定的な性別役割分担意識が依然として根強いなど、未だ意識の浸透は不十分な現状にある。

特に男性にも男女共同参画の意義が伝わるよう啓発を行うとともに、子ども頃から男女共同参画の理念を理解するよう教育を充実するなど、意識の普及と教育の推進に努められたい。